

【ドイツ】看護介護職を改革する法律

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 第3次メルケル政権末期に、介護制度改革の最後の課題、看護介護職の改革が実現した。法案提出から1年半を経て、3つの専門職の教育課程を統合し、学費を無償化する新たな法律が2017年7月に制定された。新制度は、2020年1月から開始される。

1 ドイツの看護及び介護の専門職とその改革機運

ドイツには、看護及び介護に携わる専門職として、①看護師、②小児看護師、③高齢者介護士の3つの資格があり、根拠法も看護法と高齢者介護法に分かれている（注1）。資格統一は長く議論的であり、さらに人口高齢化によって、介護労働力の不足が続き、高齢者介護の質を高めるための専門性の向上も求められるようになっていた。このような状況から、2009年秋の第2次メルケル政権発足以降、看護介護職の新たな法律の制定が目標として掲げられ、看護師及び小児看護師の教育を所掌する連邦保健省と、高齢者介護士の教育を所掌する連邦家族・高齢者・女性・青少年省が、看護介護職の資格と教育の統合を目指して検討を続けてきた。他の介護制度改革が進められる中（本誌272-1号（2017年7月）pp.16-17参照）、看護介護職の新法制定については、連邦と州による協議等、様々なレベルでの検討が続けられ、第3次メルケル政権末期によりやく実現した。

2 看護介護職改革法

(1) 制定経緯

連邦政府は2016年1月、看護介護分野の教育課程と資格を統一する法律案を提出した。しかし、小児看護や高齢者介護の専門性の維持等をめぐり、連邦議会の審議は1年以上も継続した。多数の修正提案が組み込まれた法案は、2017年6月22日に連邦議会で、同年7月7日に連邦参議院で可決され、看護介護職を改革する法律（看護介護職改革法）（注2）が成立し、新制度の開始は2020年1月1日とされた。

(2) 法の構成

看護介護職改革法は、複数の法律を制定又は改正する条項法（注3）で、全15条から成る。第1条が看護介護職に関する法律（看護介護職法）（注4）を規定し、同法は全5章68か条から成る。その他、関連法令（社会法典第3編（雇用促進）、同第5編（医療保険）、同第11編（介護保険）、医師免許規則、病院財政法、病院報酬法等）の改正及び施行並びに看護法及び高齢者介護法の2019年12月31日における失効が規定されている。

3 新しい看護介護職

看護介護に関する教育課程は、総合的な看護介護教育（ジェネラリスト教育）中心に統合されるが、小児看護や高齢者介護の専門資格も継続する。新教育課程の開始は2020年で、それまでに連邦議会で教育課程と試験制度、財政基盤に関する規則を決定する。

教育課程は全日制3年間、定時制は最長5年間であり、最初の3分の2は共通のジェネラリスト教育で、残りの3分の1でジェネラリスト教育を継続するか、小児看護又は高齢者介護分野で各々の専門資格を目指すか、学生は選ぶことができる。ジェネラリスト教育を継続した者は、新たな専門資格「看護介護師 (Pflegefachfrau/Pflegefachmann)」を取得し、全ての看護介護領域で働くことができる。これは、EUの職業資格相互承認指令 (Directive 2005/36/EC) (注5)にも対応しており、EU域内で専門職として就労できる。コース選択について学生が適切に決定できるよう、3分の2終了時点で中間審査及び認定機会を設ける。

看護介護の教育課程に進学するには、中等教育卒業資格 (10年間の学校教育修了)等が必要である。学費を徴収する州も多かったが、新制度では無償となる。なお、教育課程での実習は、社会保険義務のある雇用関係とされ、訓練手当が支給される。(注6)

総合的な看護介護学の発展のため、大学レベルでの看護介護教育が新たに導入される。3年間の課程で、より高度な、看護介護学の基盤となる知識が提供される。

4 今後の展望

人口高齢化で慢性疾患や多重疾患、認知症が増加し、医療と介護の両方を必要とする人が増加している。病院では高齢患者や認知症患者等、高齢者介護技術が求められ、介護施設でも医療的な看護サービスがますます不可欠になっている。今回の制度改革で、ジェネラリスト教育を重視し、大学での看護介護教育を開始するのは、どんな場面でもあらゆる年齢層に対応できる看護介護の専門的能力を養成するためである。

教育水準の向上、無償化、専門性向上、職域拡大及びキャリアアップの機会提供によって看護介護職を魅力ある職業とすることが新制度の目的であり、看護介護の専門職不足の解決につながると考えられている。連邦家族・高齢者・女性・青少年省高官は、福祉や介護など社会的労働、保健、幼児教育に携わることの多い女性の活躍推進にも資すると言い、看護介護職の評価を高め、労働報酬の改善に向けて更に前進すべきと主張している。(注7)

注 (インターネット情報は2017年10月13日現在である。)

- (1) 看護師と小児看護師は看護法 (Gesetz über die Berufe in der Krankenpflege (Krankenpflegegesetz) vom 16. Juli 2003 (BGBl. I S. 1442))、高齢者介護士は高齢者介護法 (Gesetz über die Berufe in der Altenpflege (Altenpflegegesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. August 2003 (BGBl. I S. 1690))による。
- (2) Gesetz zur Reform der Pflegeberufe (Pflegeberufereformgesetz - PflBRefG) vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2581)
- (3) 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。制定の場合、一つの条文全体が一つの法律である。
- (4) Gesetz über die Pflegeberufe (Pflegeberufegesetz - PflBG) vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2581)
- (5) Directive 2005/36/EC of the European Parliament and of the Council of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications, *Official Journal of the European Union*, L255, 2005.9.30, pp.22-142. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32005L0036>>
- (6) ドイツでは、座学と実習を組み合わせる職業訓練教育 (デュアルシステム) が中等教育レベルで実践されている。学校教育と職業訓練については、以下も参照。渡辺富久子「ドイツの連邦奨学金制度：職業資格の取得の助成」『外国の立法』No.271, 2017.3, pp.143-146. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10317803_po_02710007.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- (7) „Bundesrat stimmt Pflegeberufereformgesetz zu“, (Pressemitteilungen) 7. Juli 2017. 連邦保健省ウェブサイト <<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/presse/pressemitteilungen/2017/3-quartal/pflegeberufereformgesetz-bundesrat.html>>